

生産行程管理業務規程

作成日:平成 27 年 9 月 10 日

更新日:令和 7 年 6 月 19 日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒910-0005) 福井県福井市大手 3 丁目 2 番 18 号

（フクイケンフクイシオオテ 3 チョウメ 2 バン 18 ゴウ）

名称（フリガナ）：福井県農業協同組合

（フクイケンノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 齊藤 雅幸

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-fukuiken.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（さといも）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：上庄さといも（カミシヨウサトイモ）、Kamisho Satoimo

4 明細書の変更

福井県農業協同組合（以下「組合」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録にかかる明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）生産地、品種及び栽培方法の確認

組合は、生産者に品種、栽培方法等を記載した帳簿（様式 1「里芋栽培日誌」）を出荷前に作成・提出させ、その記載内容を確認することで、品種及び栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。生産地においては、地域協議会の現地確認データーを基に生産地（地名・地番等）の確認を行う。

また、組合は、年 1 回、生産者に対する現地調査を実施し、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。なお、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、組合は、臨時に現地調査を実施する。

組合は、出荷目揃い会・出荷会議などで「上庄さといも」に関する技術情報の提供や品質基準等の周知徹底の指導も行う。

（2）出荷規格・最終製品の確認

「上庄さといも」の選果は、組合の共同選果場において行うこととし、その際、組合の職員が選果状況を確認することで、出荷規格を遵守しているか否かを確認するとともに、最終製品を確認する。

また、個人出荷を行った生産者は、出荷規格に従った出荷になっているか確認を行い、その結果を（様式2「地理的表示シール使用実績報告書」）に記載し、組合へ提出する。

組合は当該生産者に対し出荷期間中、出荷規格に従った出荷になっているか現地調査を行い確認する。

6 明細書適合性の指導

（1）生産地、品種及び栽培の方法について

組合は、生産地、品種および栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、組合は当該生産者について、「上庄さといも」としての出荷の禁止、または当該生産者の組合員資格を停止することもできるものとする。

（2）出荷規格について

組合は、出荷規格に従った出荷が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、組合は当該生産者について、「上庄さといも」としての出荷の禁止、または当該生産者の組合員資格を停止することもできるものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

（1）組合は、出荷の際に、品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているさといもについてのみ、地理的表示である「上庄さといも」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、これらの使用がされているもの（出荷用段ボール）についても確認する。また、地理的表示である「上庄さといも」及び登録標章を使用している者については別途確認する。

なお、出荷目揃い会・出荷会議等の際に、地理的表示である「上庄さといも」及び登録標章の適正な使用及び使用報告書の作成について周知徹底を図る。

（2）組合は、出荷の際に、以下のさといもがあるか否かを確認する。

- ① 品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないさといもであるにもかかわらず、地理的表示である「上庄さといも」及び登録標章が使用されているさといも
- ② 地理的表示である「上庄さといも」のみが使用されているさといも
- ③ 登録標章のみが使用されているさといも
- ④ 地理的表示である「上庄さといも」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているさといも

8 地理的表示等の使用の指導

組合は、出荷の際に、以下の場合に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、組合は、当

該生産者について、「上庄さといも」としての出荷の禁止、または当該生産者の組合員資格を停止することもできるものとする。

- ① 品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないさ
ともであるにもかかわらず、地理的表示である「上庄さとも」及び登録標章が
使用されている場合
- ② 地理的表示である「上庄さとも」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみが使用されている場合
- ④ 地理的表示である「上庄さとも」に類似する表示又は登録標章に類似する標章
が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

組合は、1月1日から12月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として、以下の資料
 - ① 組合の組合員である生産者が作成し、組合に提出した「里芋栽培日誌」の概要
 - ② 組合が作成した出荷記録一覧表（地理的表示の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

組合は、前記 9 により作成提出した書類に加え、以下の書類を組合の事務所に、その提出の日から 5 年間、保存するものとする。

- ① 組合の組合員である生産者が作成し、組合に提出した「里芋栽培日誌」
- ② 組合が作成した出荷記録
- ③ 個人出荷生産者が作成した地理的表示シール使用実績報告書

11 連絡先

Age Group	Percentage
18-24	25%
25-34	35%
35-44	20%
45-54	15%
55-64	10%
65-74	5%
75-84	2%
85+	1%